

東京医科歯科大学歯学部附属病院検査部規則

（平成16年4月1日
規則第131号）

（趣旨）

第1条 東京医科歯科大学歯学部附属病院検査部（以下「検査部」という。）については、東京医科歯科大学歯学部附属病院規則（平成16年規則第130号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第2条 検査部は、歯学部附属病院長（以下「病院長」という。）の管理の下に、歯学部附属病院（以下「本院」という。）の患者の診断及び治療上必要な各種の検査を行う。

（職員及び職務）

第3条 検査部に、次の職員を置く。

- (1) 部長
 - (2) 副部長
 - (3) 教員
 - (4) 主任
 - (5) 医療職員
- 2 部長は、大学院医歯学総合研究科（以下「研究科」という。）歯学系教授会の構成員である教授をもって充てる。
 - 3 部長の選考は、歯学部附属病院運営会議が候補者を学長に推薦し、学長が行う。
 - 4 部長は、病院長の命を受け検査部の管理運営にあたる。
 - 5 部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
 - 6 部長の任期の末日は、当該部長を任命する学長及び病院長の任期の末日以前とする。
 - 7 欠員が生じた場合の補欠による部長の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 8 定年退職日が前3項の規定による任期の末日前である部長の任期は、前3項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
 - 9 前項の適用を受けた者の後任の部長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。
 - 10 学長は、部長がその職務を十分に果たさず、大学運営に重大な支障をもたらした場合には、役員会の承認を得て解任することができる。
 - 11 副部長は、研究科（歯学系）又は本院に属する教員をもって充てる。
 - 12 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときはその職務を代行する。
 - 13 教員は、部長の命を受け、業務を処理する。
 - 14 主任は、医療職員をもって充てる。
 - 15 主任は、部長の命を受け検査業務を総括する。
 - 16 医療職員は、主任の命を受け検査部の業務を行う。

（委員会）

第4条 検査部の円滑な運営を図るため、委員会を置く。

2 前項の委員会については、病院長が別に定める。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、検査部の運営及び検査業務の実施に関し、必要な事項は病院運営会議の議を経て、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月6日規則第3号)抄

(施行期日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月17日規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月18日規則第56号)

この規則は、平成30年7月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。